議案第７６号

訴訟上の和解について

松山地方裁判所[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解したいので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第４０条第２項並びに市立八幡浜総合病院事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第１９９号）第６条の規定により適用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和３年１２月７日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

１　事件名

松山地方裁判所[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号

損害賠償請求事件

２　和解の相手方

[redacted]

原告　[redacted]

上記法定代理人（親権者父）　[redacted]

同　（親権者母）　[redacted]

３　事件の概要

本件は、相手方が市立八幡浜総合病院で受けた医療行為に過失があったとして、市に対し６，７４８，１４０円及びこれに対する遅延損害金の支払い等を求めていたものである。

相手方が[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで松山地方裁判所に訴訟を提起した後、２８回にわたって口頭弁論等を経たところ、[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで同裁判所から相手方と市に対し和解案が提示された。

４　和解の内容

⑴　市は、相手方に対し、本件解決金として３，２００，０００円の支払義務があることを認める。

⑵　市は、相手方に対し、⑴の金員を指定期日までに、相手方の指定する銀行

口座に振り込む方法によって支払う。

⑶　相手方は、その余の請求を放棄する。

⑷　相手方と市は、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

相手方から提起された松山地方裁判所[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件について、同裁判所から、これ以上長期化させることなく解決するように和解勧告がなされたことを勘案し、和解に応じるため。